

The background of the entire page is a light yellow color. It is decorated with various illustrations: a large red sun with rays at the top center; several children in various poses (some jumping, some running, some sitting); two small blue birds; a group of children in the top left corner; a boy in a blue suit on the left; a boy in a white shirt and tie on the left; a girl in a pink dress jumping on the bottom left; a baby in a green outfit on the bottom left; a girl in a yellow dress sitting in a wheelchair on the bottom right, being pushed by a woman in a pink outfit; and a boy in a yellow shirt on the right. The central text is enclosed in a white, cloud-like shape.

日本財団
子ども支援事業のご紹介

みんなの
「子どもを想う力」
をつなぐ

日本財団
子ども
サポートプロジェクト
THE NIPPON FOUNDATION
KIDS SUPPORT PROJECT



日本財団の子ども支援



現代の日本では急速な少子高齢化が進みつつあります。また、核家族やシングル世帯、共働き世帯が増え、祖父母や親戚、地域の人々が子育てを担っていた時代とは違い、親の育児負担が増加しています。

子どもの出生数が減る一方で、児童虐待通報、いじめ、不登校などは増加の一途をたどっており、子どもの自殺や貧困、ヤングケアラーや、医療的ケア児を取り巻く社会の環境なども大きな課題です。政府や地方自治体だけで子どもを取り巻く課題を解決していくには限界があり、今後は子どもやその家族を支援する民間団体が果たす役割がますます高まることでしょう。

日本財団は、ボートレースの売上金の一部や寄付金を原資として、国、地方自治体、民間団体と連携しながら、日本の子どもたちが幸せに育つことができる社会に向けて、モデル的な事業への助成、調査研究、政策提言、人材育成、ネットワーク構築などの活動に取り組んでいます。



多様な機関と連携して
子ども支援を実施

02
ページ



こども基本法
プロジェクト

03
ページ



子どもたちに家庭を
プロジェクト

05
ページ



子ども第三の居場所

07
ページ



難病の子どもと家族を
支えるプログラム

09
ページ



ヤングケアラーと家族を
支えるプログラム

10
ページ



夢の奨学金

こども基本法プロジェクト



こども
基本法
成立

子どもの権利を保障する道筋づくり

子どもの権利条約は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約で、1989年に国連総会において採択されました。日本は1994年に批准していますが、当時の日本政府は現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備が行われませんでした。そのため、日本には「児童福祉法」「教育基本法」「少年法」など子どもに関わる個別の法律はありますが、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律が長年存在しませんでした。

障害分野では「障害者基本法」や、女性の分野では「男女共同参画社会基本法」があるように、子どもについても、子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等の子どもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するために、子どもに関する国の基本方針や理念を定める必要と考え、日本財団は2020年に有識者会議を開催し、「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会提言書」を発表しました。提言書では、①子どもの権利を保障

する包括的な基本法、②子ども行政を統括する調整機関、③子どもの権利についての調査や提言を行う子どもコミッショナーの設立の3つを訴え、ロビーイングやシンポジウム等を実施しました。時を同じくして、菅政権時代にこども家庭庁設立の動きが始まり、2022年6月にこども家庭庁設置法とこども基本法が成立しました。

法律は成立しましたが、2023年3月に財団が実施した子ども1万人への調査では、5人に3人が子どもの権利条約やこども基本法について聞いたことがないと答えており※、さらなる周知が必要なことが明らかになりました。今後は、こども基本法や子どもの権利条約についての普及啓発や、子どもの最善の利益を優先するための法律や制度の実現を目指していきます。



より詳しい情報はこちら

<https://kodomokihonhou.jp/>



子どもたちに家庭をプロジェクト



すべての子どもたちが、 “家庭”の愛情に触れ、健やかに育つために

特別養子縁組や里親制度の普及により、血縁上の親と離れて暮らす子どもたちが、あたたかい家庭で暮らすことのできる社会を目指すプロジェクトです。妊娠期からの早期支援や親子支援プログラムなど、子どもたちがなるべく実家庭で生活するための支援にも取り組んでいます。

親と離れて暮らす子どもたちを支える

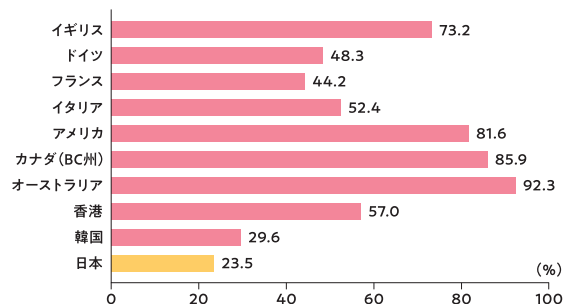
様々な事情で血縁上の親と離れて暮らす子どもたちが、日本には約42,000人います。国がこうした子どもたちを公的に保護し養育することを社会的養護といいます。

国連のガイドラインによると、まず子どもと家族を支援し、それでも血縁上の親元に戻る事が難しい場合には、養子縁組等により恒久的な家庭を得ること（パーマネンシー）が望ましいとされています。一時的に実家族を離れる場合は、施設よりも里親などの家庭的な環境で子どもが育つことが推奨されています。また、

乳幼児、特に3歳未満の子どもは原則として家庭で育つべきとしています。

海外では保護を必要とする子どもの多くが里親家庭で暮らしていますが、日本では約8割が乳児院や児童養護施設等の施設で生活しています。新しい社会的養育ビジョンでは、未就学児の里親委託率は75%、学齢期以降は50%を目指す方針を打ち出していますが、現状はまだ目標にはおおよばず、更なる取り組みが必要とされています。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）



出典：社会的養育の推進に向けて（2022年3月 厚労省子ども家庭局 家庭福祉課）

モデル事業から啓発活動まで



1

家庭養育推進 自治体モデル事業

大分県、山梨県、福岡市と協定を結び、自治体は3歳未満の里親委託率75%の達成や、児童家庭支援センターによる在宅家庭支援の拡充を目指して取り組んでいます。日本財団は、自治体で活動する民間団体に5年間で5億円規模の助成を提供するとともに、早稲田大学社会的養育研究所の協力により、研修や成果検証を行っています。

2

妊娠SOS相談窓口と 妊産婦の居場所支援



年間相談人数
1万人超

日本の虐待死の約4割は0歳児であり、その背景の多くに予期しない妊娠があることが指摘されています。困難をかかえる妊婦が相談する場がない状況の解決を目指し、日本財団は全国に妊娠SOS相談窓口と妊産婦の居場所づくりを支援しています。18団体が相談窓口を設け、10,848人(2022年度)が相談する※ことができています。

3

調査研究・政策提言



里親や特別養子縁組制度、子ども家庭福祉等について調査研究を実施し、報告書や提言書を公表しています。

4

普及啓発



里親が育てる。
社会が支える。

里親を推進するためのフォスタリングマークを通じた普及啓発事業やシンポジウム等を実施しています。

5

ネットワーク構築

県・政令指定都市・中核市などの地方自治体と民間団体が加盟する子どもの家庭養育推進官民協議会の立ち上げに参加し、ネットワーク構築を目指しています。



より詳しい情報はこちら

<https://nf-kodomokatei.jp/>

子ども第三の居場所



子ども
第三の居場所
248カ所
設置

困難に直面する子どもたちが、 安心できる居場所を、日本全国に。

日本財団では2016年より、すべての子どもたちが将来の自立に向けて生き抜く力を育むことのできる「子ども第三の居場所」を全国に開設しています。「子ども第三の居場所」では、特にひとり親世帯や親の共働きによる孤立や孤食、発達の特性による学習や生活上の困難、経済的理由による機会の喪失など、各々の置かれている状況により困難に直面している子どもたちを対象に放課後の居場所を提供しています。同時に、学校や地域、専門機関と連携し、「誰一人取り残されない地域子育てコミュニティ」のハブとしての機能を担っていきます。現在全国に248カ所設置(2025年3月末時点)されています。

将来の自立に向けて 「生き抜く力」を育む

「子ども第三の居場所」では「生き抜く力」を育むために、まず、小学校低学年のうちに食事や歯磨きなど、

基本的な生活習慣を整えます。その上で、自己肯定感や人や社会と関わる力といった非認知能力を高めるためのプログラムを通じて、お互いを尊重・協力し合う経験を重ねます。さらには、発達段階に応じた学習支援を行うことで学力を身につけ、認知能力を高めます。同時に保護者支援も行い、子どもの状況の好転が継続するよう包括的な支援を目指しています。



大切にしている5つの機会



安心

子どもの心理的な不安や小さな変化に丁寧に対応できるように手厚く職員を配置し、「ここに居ていいんだ」と思え、安心して過ごせる環境を提供しています。



食事

栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、調理体験や食事の準備・後片付け、皆で食卓を囲む体験を通じて、食環境の改善や習慣化、自立を目指します。



生活習慣

歯磨き、入浴、洗濯といった基本的な生活の「体験の機会」が失われていることがあるため、基本的な生活習慣を身に付け、更に社会性も培っていきます。



学習

学習につまずき悪循環に陥る前の小学校低学年から支援を実施しています。教科学習だけでなく学習の前提としての学習習慣や学びの入り口として好奇心も育みます。

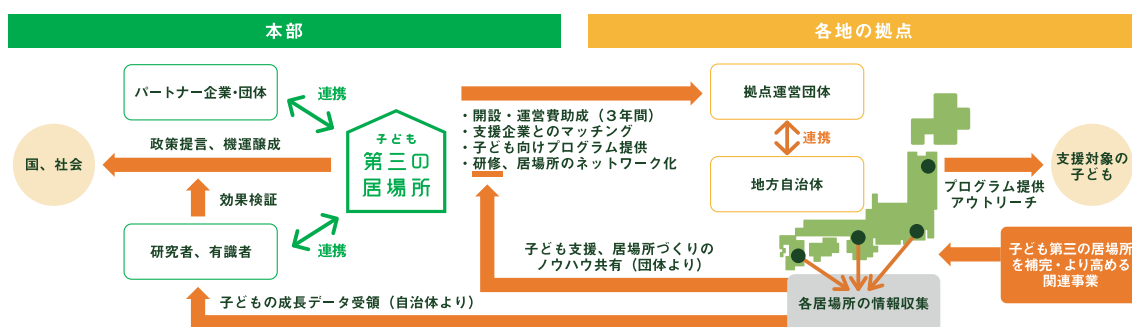


体験

季節行事や家族旅行、習い事が限られている子どもたちに、体験活動を通してチャレンジ精神や自己肯定感、課題解決能力といった「非認知能力」を育みます。



実施体制



質の高い子どもの居場所を共につくる

日本財団は「子ども第三の居場所」運営団体に対し運営費を助成する他、ノウハウの共有、支援企業とのマッチングなど、様々な運営支援を行っています。また、これまでの成果をもとに政策提言を行い、官民が連携して質の高い居場所が全国に広がることを目指しています。



より詳しい情報はこちら

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/child-third-place>



難病の子どもと家族を支えるプログラム



難病の子どもと家族が孤立しない、 みんながみんなを支える地域づくりを目指して

難病の子どもは25万人以上いるといわれており、医療技術の進歩等を背景に、救える命が増えると同時に、病気と向き合いながら生活する子どもが増えています。

難病の子どもを育てる家族は、私たちが想像する以上に「自由な時間」がありません。中でも医療的ケアを必要としながらも自宅で生活する子どもは24時間体制でケアが必要なことから、家族は娯楽に費やす時間や休息する時間はほとんどなく、子どものために睡眠時間を削り、その命と向き合っています。そんな難病児と家族が置かれている現状をより良くしたいとスタートしたのが、「難病の子どもと家族を支えるプログラム」です。

難病の子どもと家族の地域での暮らしを支える支援施設

日本財団では、難病の子どもと家族が孤立しない

支え合いの社会を目指し、2011年より福祉や医療のサービスに基づいて日常的に通所または宿泊する施設や非日常的な楽しみであるキャンプや旅行で家族全員が利用できる施設など個性ある拠点づくりを支援しています。



支援施設
30カ所
設置※

孤立しがちな難病の子どもと家族を「地域で支える体制」を整え、医療・福祉・教育などの領域で子どもと

家族を支える専門家をつないで、子どもたちが生まれた地域で育つことを応援します。既存の制度を活かすとともに、制度によらない自主的な取り組みが増え、結果、難病の子どもと家族が孤立しない環境づくりに寄与することを目指しています。

各拠点での取り組み

難病児支援施設は、各地の支援団体が運営を行っており、お母さんたちが働ける拠点や歯磨きケアが難しい難病児のために訪問歯科クリニックと連携して口腔ケアを行う施設、助産師や看護師が産前産後のサポートを行う施設など家族が抱える課題に寄り添った様々な取り組みをしています。安心して預けることのできる施設があることにより、それまで難しかった自分の時間やきょうだい児に目を向ける時間をつくるのが可能になると同時に、難病児にとっては同世代の子どもとかかわる機会ができ、子どもの健やかな成長につながることを期待できます。



遊びの支援の大切さ

難病の子どもへのサポートというと医療的な支援や補助金にばかり目が向いてしまいがちですが、それだけ

では十分とは言えません。日々病気や治療と向き合う子どもにこそ遊びの支援が必要だと考えています。これまでに、(特非)芸術と遊び創造協会「東京おもちゃ美術館」と共同で開発した難病児向けのおもちゃセット「あそびのむし」の配布や、歌や踊りのパフォーマンスの提供、キャンプや旅行支援など様々な遊びの支援を行っています。制度だけでは解決しない部分も、人と人、そして地域資源をつなぎ、難病児や医療的ケア児、その家族が孤立しない社会の構築を日本財団は目指していきます。



より詳しい情報はこちら

<https://nf-nanbyoujishien.com/>

ヤングケアラーと家族を支えるプログラム



3自治体と
モデル事業
実施

子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、
その家族も安心して暮らせる社会を実現する

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。ヤングケアラーが行うケアの内容は、家事、介助、感情面での寄り添い、きょうだいの世話・見守り、家族のための通訳など多岐に渡り、本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで生活や学業へ影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められています。2021年の政府の調査では、公立中学2年生の5.7%（約17人に1人）、公立の全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答※し、1学級につき1~2人のヤングケアラーが存在している可能性があるということが分かりました。

日本財団では、子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、その家族も安心して暮らせる社会の実現

に向け、ヤングケアラーとその家族に対する支援を実施していきます。

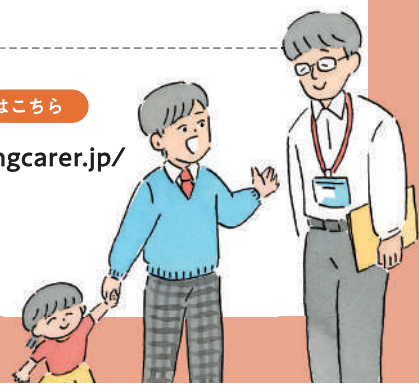
日本財団の取り組み

自治体とのモデル事業を実施しています。本事業では、自治体と協定を締結し、3年間のモデル事業を実施することで、ヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援先につなげ、支援を提供することを目指します。併せてその成果を検証することで、今後の支援施策の検討や、効果的な支援の全国への普及を目指します。その他にも、ヤングケアラー支援をおこなう民間団体への助成や、ヤングケアラーを取り巻く状況に関する情報発信等を実施しています。



より詳しい情報はこちら

<https://youngcarer.jp/>



※「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（2021年）
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf

夢の奨学金



奨学生延べ
135名を
支援

社会的養護のもとで暮らした若者の奨学金制度 社会で活躍するロールモデルをつくる

何らかの事情により親元で暮らすことができない社会的養護の子どもは、原則として18歳を迎えると、児童養護施設や里親家庭など、それまで暮らしていた場所から出て行くことが求められます。こうした若者は全国で毎年2,100人※ほどいて、その多くが住居費や生活費を捻出するための就労を余儀なくされています。そして、経済的な理由に加え体力的・精神的な疲労から、進学をあきらめたり、進学しても長く続かなくなったりするケースが圧倒的に多いのが現状です。例えば厚生労働省の調査によると、施設出身者の場合、大学や専門学校への進学率は一般の若者が77%であるのに対し、施設出身者は38%となっています。社会的養護のもとで暮らした若者の多くは、親がいないことに加え、住む場所や学歴もない3重のハンデを負うことになるといえます。

そこで、日本財団では、2016年に社会的養護の

もとで暮らした若者を対象として、社会で活躍するロールモデルを育成するための奨学金を創設しました。「日本財団夢の奨学金」の特徴は、返済不要の「給付型」であることに加え、学費全額に加えて生活費や住居費もカバーすること。勉学やサークル活動など、学生としての経験も楽しむことができるようにするためです。さらに、すべての奨学生に「日本財団夢の奨学金ソーシャルワーカー」が寄り添い、悩みごとの相談にのり、サポートを提供します。これまでに、135名以上の奨学生が採択されています。



より詳しい情報はこちら

<https://dreamscholarship.jp/>



子ども・若者サポート宣言

日本財団 子ども支援チームは、すべての子ども・若者が、その存在と尊厳を大切にされ、
安心できる環境の中で、自ら未来を切り拓く力を育める社会を目指します。
そのために、以下の視点を大切に、関係機関とも協力しながら事業に取り組みます。

1. 子どもの権利の尊重

私たちは事業活動において、子どもの権利条約およびこども基本法の精神にのっとり、
子ども・若者をひとりの人として尊重します。

2. エンパワメントの促進

事業活動を通じて必要な支援や機会を提供することで、
子ども・若者が自分自身の持っている力を発揮し、自らの可能性を広げられるようサポートします。

3. 安心安全な事業・組織づくり（セーフガーディングの推進）

私たちの事業・広報活動および組織運営が子ども・若者に与える影響を考慮し、
子ども・若者にとって安心安全なものになるよう、チームの責任として取り組みます。



日本財団とは

ボートレースの売上金の一部を財源として、社会福祉・教育・文化、船舶・海洋、海外協力援助などの事業を支援する公益財団法人です。市民、企業、NPO、政府、国際機関、世界中のあらゆるネットワークに働きかけ、知識・経験・人材をつなぎ、ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、ソーシャルイノベーションの輪をひろげていくことを目的としています。

日本財団問合せ先（コールセンター） ☎ 03-6229-5111 ✉ cc@ps.nippon-foundation.or.jp